

アサリの産地表示適正化

令和4年4月
消費者庁食品表示企画課

背景と経緯

- 令和4年2月1日に農林水産省が、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」を公表。漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産のアサリが販売されていることが推測されたこと等が判明。
- 熊本県は2月8日から2ヶ月間の県産アサリ緊急出荷停止を決定。
- これを受け、3月18日に消費者庁及び農林水産省は、アサリの産地表示適正化のための対策を公表。
- このうち、原産地表示のルール適用の厳格化として、3月30日に食品表示基準Q&Aを改正（施行）。

アサリの原産地表示適正化対策（令和4年3月18日公表）

1 原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化

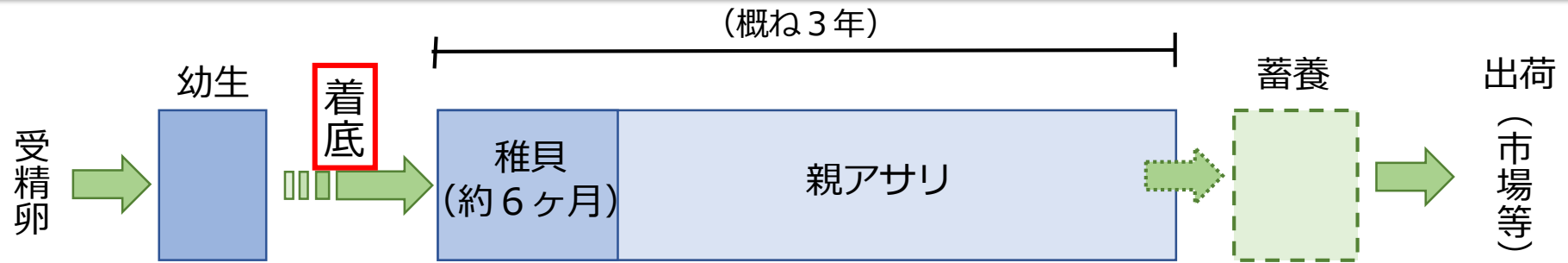
- ① 出荷調整用その他の目的のため、貝類を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」とした上で、**「蓄養」がいわゆる「長いところルール」の算定に含まれないことを明確化。**
- ② **輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。**なお、例外として輸入した稚貝のアサリを**区画漁業権に基づき1年半（※）以上育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示**することができる。
（※）輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
- ③国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、輸入したアサリを放流したものと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する。

2 アサリの産地表示に係る状況の公表

本対策の効果を測るため、改正Q & Aの施行1か月後を目途に、アサリの産地表示の状況に関する点検調査を行い、結果を公表するとともに、引き続き疑義事案調査を進める。

3 熊本県産アサリのブランド化支援

熊本県の「純県産アサリの産地保証制度」による取組に対して支援を行うことは可能。



水産物の原産地表示のルール

- ①国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）
- ②輸入品にあつては原産国名
- ③2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名

→いわゆる「長いところ」ルール

食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルートを厳格化

- 貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。

→したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

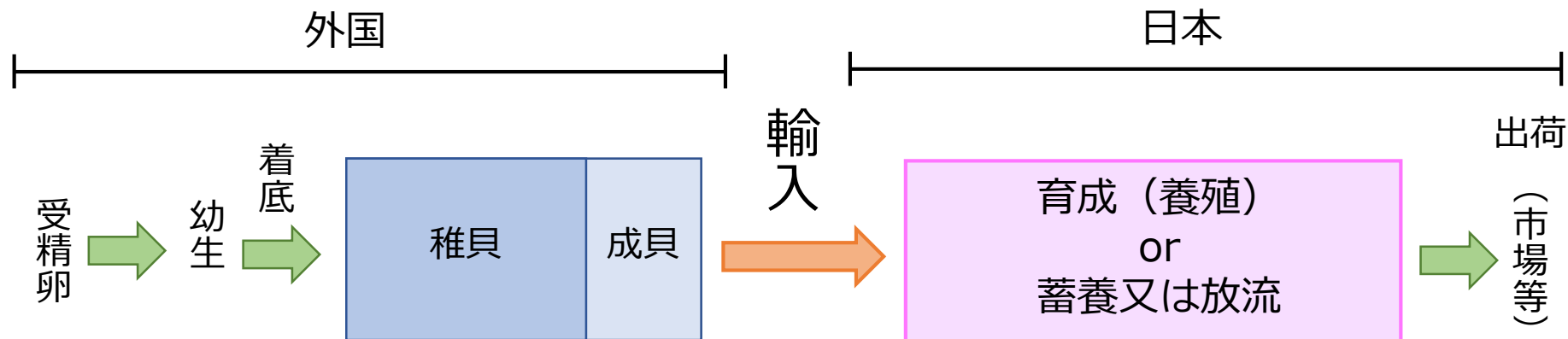
輸入アサリ

- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、**原則として、原産地は輸出国を表示。**
- 国内において、**1年半以上の育成（養殖）**を行い、育成に関する**根拠書類を保存**している場合には、**国内の育成した産地を原産地として表示。**

（輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名を表示。
- **他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したものと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。**



<業態の別>	<ルール>	<条件>
共同漁業権の設定された区域に放流された場合も含む。 蓄養又は放流の場合 いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされない	稚貝アサリの輸入実態は確認されていない 原則輸出国を表示	育成に関する「根拠書類※2」が必要。
区画漁業権による養殖 育成（養殖）の場合 いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされる	「1年半」※1未満の育成期間 → 輸出国を表示 「1年半」以上の育成期間 → 育成地を表示	育成に関する「根拠書類※2」が必要。

※1 輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

※2 根拠書類とは…輸入アサリの

- ・通関証明（ロットとの関係証明）
- ・小間ごとの収穫日付
- ・小間ごとの導入日付
- ・区画漁業権の登録済証 等



<業態の別>	<ルール>	<条件>
漁業 (共同漁業を含む。)	採捕地名を表示	他地域から導入された場合には、導入元が国内産であることを証明する書類※の保存が必要。
育成(養殖) (区画漁業権による養殖)	(着底以降の) 育成(養殖) 期間(蓄養期間は含まれない) が最も長い場所を表示	※導入元が国内産であることの証明書類の例 ・稚貝のアサリの採捕履歴 ・稚貝のアサリに係る出荷伝票

水産バリューチェーン事業のうち バリューチェーン連携推進事業

【令和4年度予算概算決定額 591（601）百万円の内数】 6
（参考：令和3年度補正予算額 400百万円）

＜対策のポイント＞

我が国漁業の成長産業化に向けて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、**生産・加工・流通・販売が連携することによる強みを活かして、マーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築**を支援します。

＜事業目標＞

- 魚介類（食用）の年間消費量（46.4kg/人〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

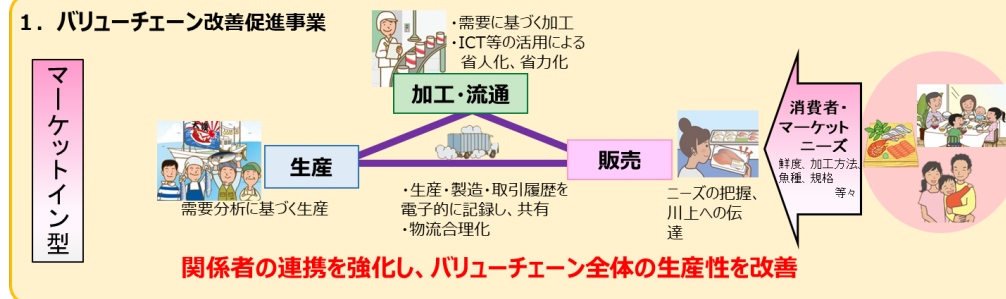
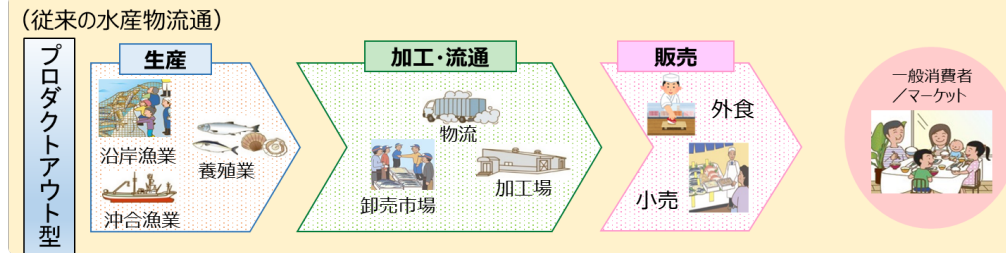
1. バリューチェーン改善促進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、**生産、加工、流通、販売の関係者が連携し、先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化等によるバリューチェーン構築**の取組等を支援します。

2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

今後、1で支援した取組のうち**モデル事例を全国的に横展開**することを目的として、**総合的なフォローアップ（支援後の取組の進捗と成果の検証及び助言）**を実施します。

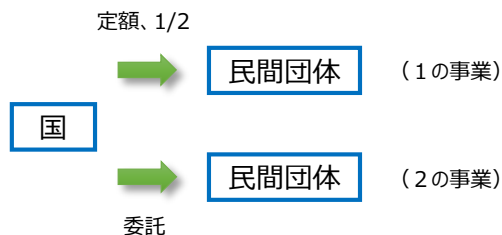
＜事業イメージ＞



↑ フォローアップ

2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 水産庁加工流通課（03-3591-5612）

1 調査実施状況

農林水産省は、令和3年10月から12月末までの3か月間（以下「調査期間」という。）に全国の広域小売店1,005店舗であさりの産地表示の状況を調査しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 販売状況調査結果

(1) 調査を実施した1,005店舗のうち、829店舗（82.5%）で生鮮あさり（冷凍のものを除く。）が販売されていました。

(2) 調査期間に全国で3,138トンのあさがり販売されたとの推計結果になりました。

なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産79.2%、北海道産8.5%、愛知県産5.8%、有明海産5.0%、韓国産0.9%、その他国産0.7%でした。

(3) 最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。

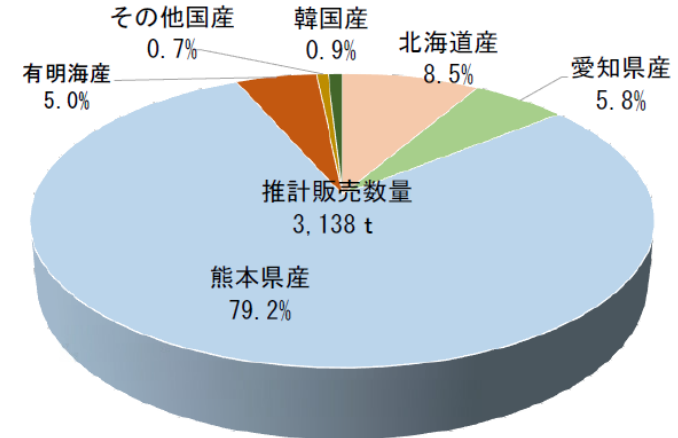
3 漁獲量と推計販売量の比較

(1) 調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンです。

(2) 最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量2,485トンは、熊本県産あさり令和2年の漁獲量21トンを大幅に上回る結果となりました。

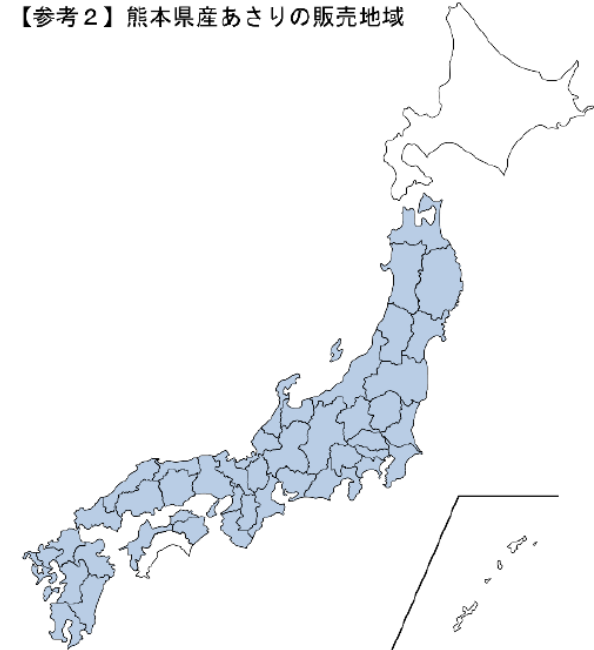
※熊本県産あさりの漁獲量は熊本県への聴取結果

【参考1】推計販売数量による原産地別販売割合



※ 推計販売数量＝(1日あたり販売数量÷調査店舗数)×調査母体数×日数(10月から12月までの92日)
※ 1日あたり販売数量＝7日間の販売数量または(7日間の仕入数量－(7日間の仕入数量×廃棄割合))÷7日
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

【参考2】熊本県産あさりの販売地域



4 漁獲量と輸入量の状況

- (1) 令和2年の国産あさりの漁獲量は4,400トン。
- (2) 外国産あさりの輸入量は減少傾向にあるものの、令和2年の国内あさり流通量の約9割となっています。

5 科学的分析調査結果

全国で50点の国産あさりを買上げてDNA分析（一塩基多型の比較）を行ったところ、熊本県産として販売されていた31点のうち30点（97%）について「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。

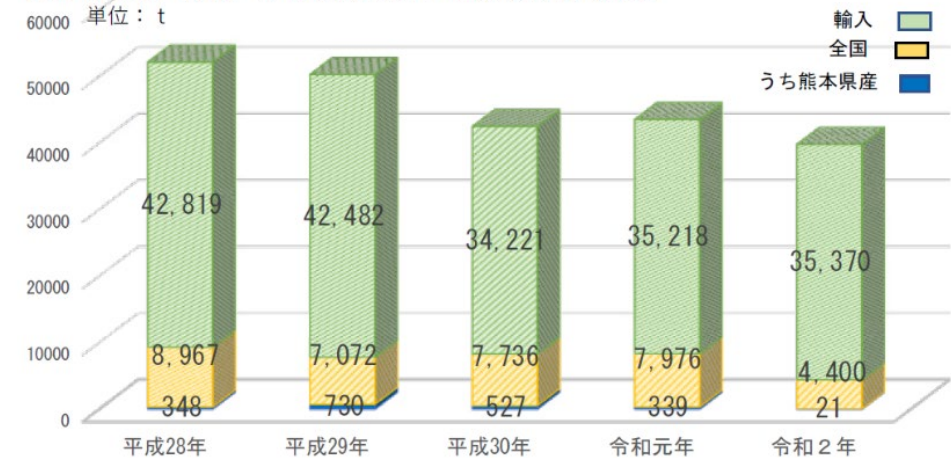
※本分析は、外国産あさりの混入の可能性（疑義の有無）を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくことになります。

6 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組めます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。

【参考3】あさりの漁獲量と輸入量の推移



※参照元 海面漁業生産統計調査：農林水産省(令和2年は速報値。熊本県産は熊本県への聴取結果)
貿易統計：財務省

1 調査の背景及び目的

農林水産省は、令和4年2月1日、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」（以下「実態調査」という。）において、全国の広域小売店で「熊本県産」として販売されているあさに外国産が混入している疑いがあると考えられるとの結果を公表するとともに、食品事業者に対し、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体等を通じ、産地伝達の確認や法令遵守の徹底を要請しました。

また、同日、熊本県は「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を発出しました。

これらを背景としたあさりの産地表示の現状を確認するため、全国の広域小売店において、2月16日から22日までの間、調査（以下「点検調査」という。）を行いました。

* 広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

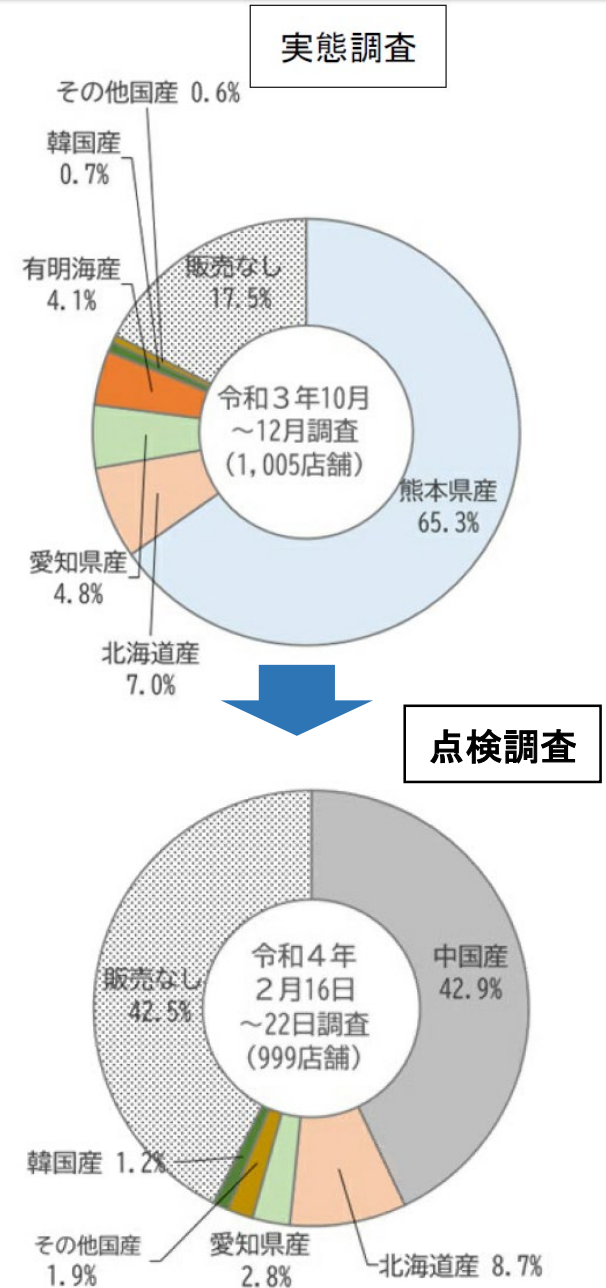
2 結果概要

令和4年2月16日から22日までの間、全国の広域小売店（1,005店舗）において点検調査を実施した結果、あさが販売されていない店舗の割合が、実態調査（令和3年10月から12月末に実施）の17.5%から点検調査では42.5%に上昇したこと、実態調査時点では販売されていたあさりのうち79.2%を占めていた「熊本県産あさり」は点検調査時点では販売されていないこと、実態調査時点では販売されていなかった「中国産あさり」の販売割合が点検調査時点では74.7%であったことなどを確認しました。

3 調査方法

- (1) 実態調査（調査期間：令和3年10月から12月末まで）を実施した同一の広域小売店1,005店舗（うち6店舗は廃業・休業により調査不能）において実施しました。
- (2) 調査期間は、令和4年2月1日の実態調査の結果公表後約半月、かつ、2月8日の熊本県の「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」の発出後約一週間経過した2月16日から22日までの5日間（土・日曜日を除く）としました。
- (3) 農林水産省地方農政局等の職員が、店舗で販売されている生鮮あさり（冷凍のものを除く。）について、目視により原産地表示等を調査しました。

* 地方農政局等：各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局



4 販売状況調査結果

(1) あさりの販売状況

あさが販売されていない店舗の割合は、実態調査では1,005店舗のうち176店舗(17.5%)でしたが、点検調査では999店舗のうち425店舗(42.5%)と高くなりました。

(2) 販売されていたあさりの原産地別の販売状況

あさが販売されていた店舗における原産地別の販売割合は、高い順に、実態調査では、熊本県産79.2%、北海道産8.5%、愛知県産5.8%、有明海産5.0%、韓国産0.9%、その他国産0.7%であり、点検調査では中国産74.7%、北海道産15.1%、愛知県産4.9%、その他国産3.4%、韓国産2.0%でした。

*販売割合の考え方

①実態調査：推計販売数量に占める推計原産地別数量の割合

②点検調査：販売されていた商品に関する店舗別の原産地数の割合

(3) 原産地別地域別の販売状況

実態調査と点検調査の原産地別地域別の販売状況の変化は以下のとおりです。

ア 実態調査で販売が確認されていなかった中国産が、点検調査では北海道、島根県及び沖縄県を除く44都府県において販売されていました。

イ 韓国産は、実態調査では四国及び九州の4県で販売されていましたが、点検調査では中国及び九州の6県で販売されていました。

ウ 北海道産は、実態調査、点検調査ともにほぼ同数の都道府県で販売されていますが、実態調査では北日本を中心とした販売が、点検調査では南九州まで販売されるなど販売エリアに変化がありました。

エ 愛知県産は、実態調査では東海を中心に18都府県での販売がありましたが、点検調査では10都府県に減少していました。

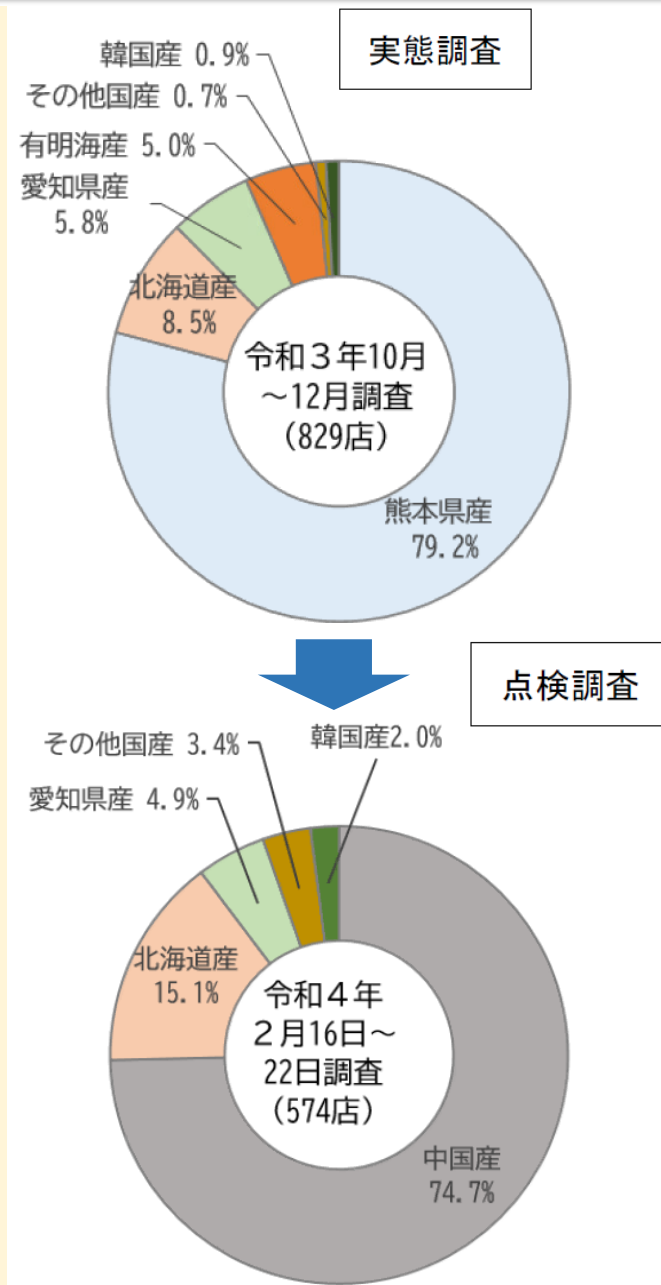
5 今後の対応

農林水産省では、引き続き、以下のとおり関係機関と連携し、実態調査により確認した疑義の解明に取り組みます。

(1) 実態調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。

(2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

また、今般公表された「アサリの産地表示適正化のための対策」の効果を測るため、改正された食品表示基準Q&Aの施行1か月後を目途に、再度点検調査を行います。



*数値については、四捨五入等の関係で一致しない場合がある

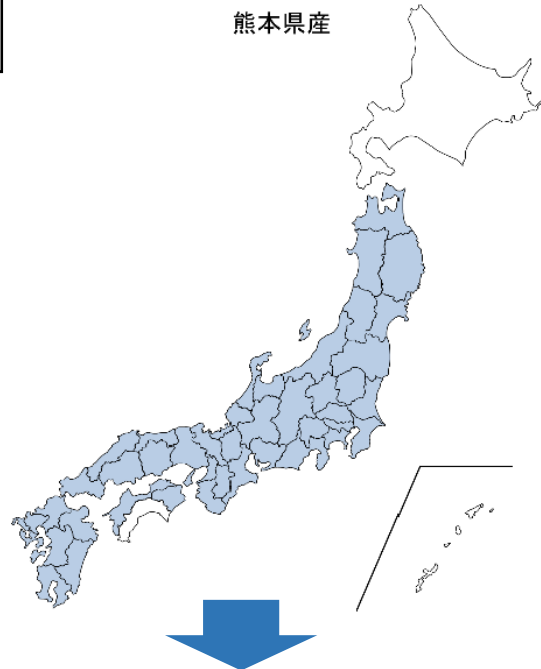
(参考2) 広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果③

(令和4年3月18日 農林水産省公表)

11

実態調査

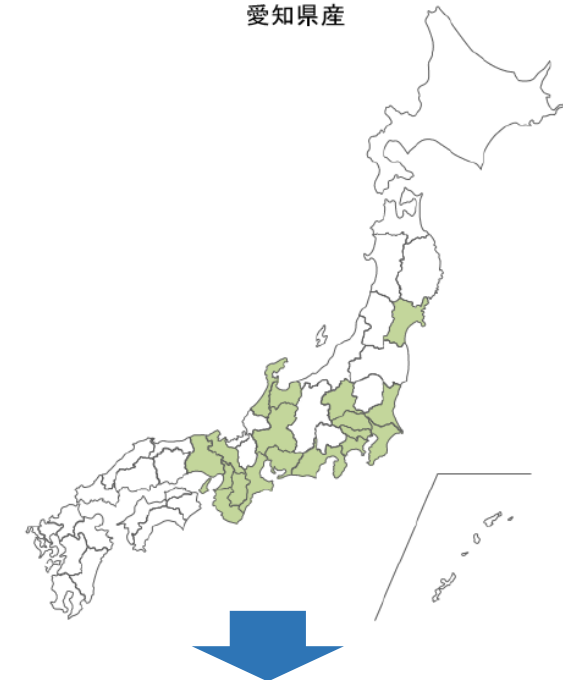
熊本県産



北海道産



愛知県産



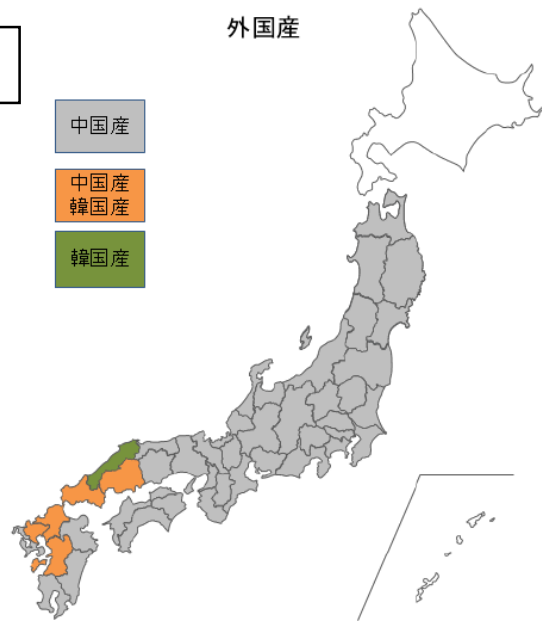
点検調査

中国産

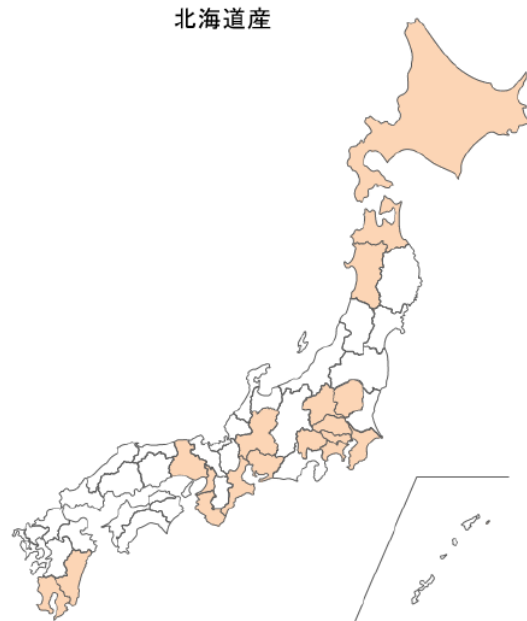
中国産
韓国産

韓国産

外国産



北海道産



愛知県産

